

## 避難確保計画作成等に関するQ&A

① 避難確保計画の作成について	
質問内容	回答
避難確保計画の作成は義務なのか。	平成 29 年 6 月 19 日に改正された「水防法」等の改正により、浸水想定区域などに所在する要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務となりました。
作成した避難確保計画は、外部に公表されるのか。	作成された避難確保計画の内容が外部に公表されることはありません。
災害リスク(洪水)をどのように確認したらよいか。	「 <a href="#">九十九里町洪水ハザードマップ</a> 」を参考にしてください。
九十九里町で指定されている風水害はどのような種類があるか。	町地域防災計画には、「洪水」、「大雨」、「高潮」の 3 種類ありますが、洪水については「浸水想定区域」を指定しております。本町においては、「浸水想定区域」内にある要配慮者利用施設が避難確保計画を作成する必要があります。 ※「津波」については、現在は津波警戒区域に指定されていないため、計画作成の義務はありませんが、町ではけいっく作成を推奨しています。
真亀川や作田川、南白亀川、木戸川等があるが、いくつかの浸水想定区域内に該当する場合は、それぞれに対応した避難確保計画を作成しなければならないか。	本町の洪水ハザードマップは真亀川と作田川など複合的に算出したものを浸水想定区域として掲載しております。従って全ての事象に対応できる計画を1つ作成してください。
自施設の位置が浸水想定区域ではないが、降雨量が上昇すると施設周辺が冠水するため、避難確保計画を作成すべきか。	貴施設が浸水想定区域ではないため、避難確保計画の作成義務、提出義務はありませんが、施設の実情により作成することを推奨します。
計画を作成するにあたり、決まった様式はあ	決まった様式はありませんが、町ホームペー

るのか。	ジ内の「要配慮者利用施設における避難確保計画作成等について」にひな型を掲載しておりますので、ご活用ください。
1つの建物に複数の要配慮者利用施設が存在する場合、それぞれの施設が個別に避難確保計画を作成し、提出する必要があるか。	1つの経営主体が複数の要配慮者利用施設を同一の敷地内に所有する場合などに複数施設を一体として管理者等が避難確保計画の作成等を行うことや、各施設の管理者が合同して避難確保計画を作成することも可能ですが、一体として避難確保計画を作成した場合も、要配慮者利用施設ごとに避難確保計画を提出してください。
避難確保計画は各施設の既存の「非常災害対策計画」や「消防計画」に必要な事項を追記することで作成可能か。	既存の計画に、避難確保計画に定める必要事項を追記することで作成可能です。 ※名称も必ず「〇〇避難確保計画」としなくても問題ありません。 例)「〇〇災害マニュアル」、「〇〇避難マニュアル」等

② 避難確保計画の記載内容について	
質問内容	回答
町の洪水ハザードマップは、どれほど被害を想定した上で作成していますか。	洪水(内水含む)については、真亀川、作田川、南白亀川、木戸川の想定し得る最大規模(24時間の総雨量真亀川 690.0mm、作田川 686.5mm、南白亀川 663.7mm、木戸川 676.5mm)で氾濫した場合を想定しています。
緊急連絡網は作成しなければならないのか。また、職員同士の連絡網や利用者の緊急連絡先等を記載するページが無いが、書かなくてよいか。	大規模災害に備えて作成してください。ただし、緊急連絡網を町に提出する必要はありません。緊急連絡網は、災害時に活用できるように施設内で管理をお願いします。
避難先はどういった施設を選定すればよいか。	災害リスクのない系列施設や同種類似施設、指定避難場所、施設の上階など、複数の避難先を検討してください。
避難ルートは、施設内から外に出るまでのルートを定めるのか。施設から避難先までのルートを定めるのか。	施設から避難先までのルートを記載してください。施設によって必要と判断される場合は、施設内から施設外までの避難ルートも選

	定してください。
施設が浸水想定区域内に該当しているが、浸水深よりも上階の施設であれば垂直避難という計画でも良いのか。	安全が確保できるのであれば垂直避難で構いません。
垂直避難と水平避難(立ち退き避難)とは。	垂直避難とは、短期的で急激な降雨や浸水によって、屋外へ出ることや避難所まで向かう事が危険な場合に、建物屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動することです。水平避難(立ち退き避難)とは、避難の時間に余裕がある場合は、近くの避難所に限らず、海や川からより遠くに移動し、より安全な場所に避難することです。
自衛水防組織とは。また自衛水防組織はつくらなければならないのか。	自衛水防組織とは、避難確保計画に基づき円滑かつ迅速に避難に繋げるため、班を構成し、よりスムーズな避難体制を構築するための組織となります。また、自衛水防組織は努力義務となります。
自衛水防組織をつくっているが、計画の雛型に記載した方がよいか。	町への報告が不要なため、掲載については任意で構いません。
前に提出したものと雛型が変わっているが、今の雛型に変更する必要があるのか。	改めて作り直す必要はありません。避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い定期的な見直しは行ってください。計画の提出に関しては、所管課までデータをメールでお送りください。(窓口を持参可)
作成した避難確保計画は見直しすべきか。	計画は、年1回程度の見直しをお願いします。修正点がありましたら、計画を所管課へメールで再提出してください。(窓口を持参可)

③ 避難に関することについて	
質問内容	回答
気象情報の収集方法を教えてほしい。	台風、大雨、洪水、土砂災害情報等は、気象庁が運営する「キキクル」や国土交通省が運営する「川の防災情報」などでご確認ください。
町から発令される避難情報を収集する方法を教えてほしい。	防災行政無線をはじめ、町ホームページ、登録制メール(安全安心メール)、エリアメール、Twitter、Facebook 等で避難情報を受け取る事ができます。
施設は、降雨が増えると道路が冠水し、避難が難しくなります。どのような対応をすればよいか。	降雨が増える前から行動するのではなく、降雨の上昇が予想される場合は、事前に情報を収集し、悪化する前に避難行動を開始してください。
避難情報を発令されても施設に車がなくて避難所への移動が困難である。何か良い移動手段があれば教えてほしい。	気象状況が悪化する時間と避難に要する時間を予測し、避難情報の発令を待たずに徒歩での避難を考えてください。 ※救急車等の緊急車両を使用することを前提には考えないようお願いします。
大勢の園児がいる施設で職員だけでは園児の避難誘導が難しいが、どのような対策をすればよいか。	開園前に気象状況が悪化することが予想されれば休園にする。開園後であれば、被災するリスクがないうちに保護者によるお迎えなど、避難対象となる園児を施設に滞在させない対策を優先してください。
入所施設で夜間勤務する職員が数名なのだが、夜間に気象状況の悪化が予想される場合、どのような対策をしたらよいか。	夜間に気象状況の悪化が予想される場合、町は昼の間(夕方頃まで)に避難所を開設します。これに合わせ、施設も昼の間(夕方頃まで)に避難を完了させてください。
気象状況の急激な悪化などにより、避難できなかった場合の行動はどのようにすればよいか。	洪水(内水)であれば、近隣の建物や高所に移動し安全を確保してください。この場合、冠水した屋外を移動することになりますので、ライフジャケットを着用するなど溺水しないための装備が必要となります。 ※高い確率で救助を必要とする事案となります。必要であればためらわずに救助要請をしてください。

